



経済産業省:サイバーセキュリティ 経営ガイドライン Ver2.0 の公表

UHY Tokyo ニュースレター / 2017年12月

経済産業省は平成29年11月16日、サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer2.0を公表しました。主な改訂点は、(1) 経営者が認識すべき3原則の基本構成の見直し、(2) サイバーセキュリティ経営の重要10項目の見直しであり、概要は下記の通りとなります。尚、このガイドラインについての経済産業省のページは下記URLからご確認ください。
http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html

(1) 経営者が認識すべき3原則の基本構成の見直し

- ・ 経営者自らがリーダーシップを発揮して適切な経営資源の配分を行うことが必要であることを強調
- ・ 自社のみならず、サプライチェーンのビジネスパートナーやシステム管理等の委託先を含めたセキュリティ対策を徹底することが必要であることを強調
- ・ 平時から実施すべきサイバーセキュリティ対策を行っていることを明らかにするなどのコミュニケーションを積極的に行うことを強調

(2) サイバーセキュリティ経営の重要10項目の見直し

- ・ 重要項目指示5に「サイバーセキュリティリスクに

対応するための仕組みの構築」を追加

- ・ 重要項目指示7の参考資料として付録C「インシデント発生時に組織内で整理しておくべき事項」を追加
- ・ 重要項目指示8に「インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備」を追加
- ・ 重要項目指示9の「ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握」において、委託先におけるSECURITY ACTION、ISMS等の実施状況の確認、リスクマネーの確保の把握等の留意点を追記
- ・ 重要10項目の並びを下図の通り整理

■ 改訂前

1.リーダーシップの表明と体制の構築
(1) セキュリティポリシーの策定
(2) サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
2.サイバーセキュリティリスク管理の枠組み決定
(3) リスクの把握、対策目標と計画の策定
(4) PDCAの実施と対策の開示
(5) サプライチェーンセキュリティ対策の実施
3.サイバー攻撃を防ぐための事前対策
(6) セキュリティ対策のための資源確保
(7) ITシステム管理の委託範囲の特定
(8) 情報共有活動への参加
4.サイバー攻撃を受けた場合に備えた準備
(9) 緊急時の対応体制の整備
(10) 被害発覚後の準備

新規追加項目

類似項目をマージ

■ Ver 2.0

<経営者がリーダーシップをとった対策の推進>
セキュリティマネジメント体制の構築
(1) セキュリティポリシーの策定
(2) サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
(3) セキュリティ対策のための資源確保
セキュリティリスクの特定と対策の実装
(4) リスクの把握、対策目標と計画の策定
(5) リスク対応策（防御・検知・分析）の実施
(6) PDCAの実施と対策の開示
サイバー攻撃を受けた場合に備えた体制構築
(7) 緊急時の対応体制の整備
(8) 復旧体制の整備
<サプライチェーンセキュリティ対策の推進>
(9) サプライチェーンセキュリティ対策の実施
<関係者とのコミュニケーションの推進>
(10) 情報共有活動への参加

出典：経済産業省 サイバーセキュリティ経営ガイドラインの改訂のポイント

今回の改訂により攻撃の検知や復旧などの事後対応が追加され、従来の課題を踏まえた見直しがなされており、セキュリティ対策に活用されることが期待されています。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。



コンタクト

UHY東京監査法人

小野 琢司 - IT・内部統制 PG

Email: takuji.ono@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/>

